

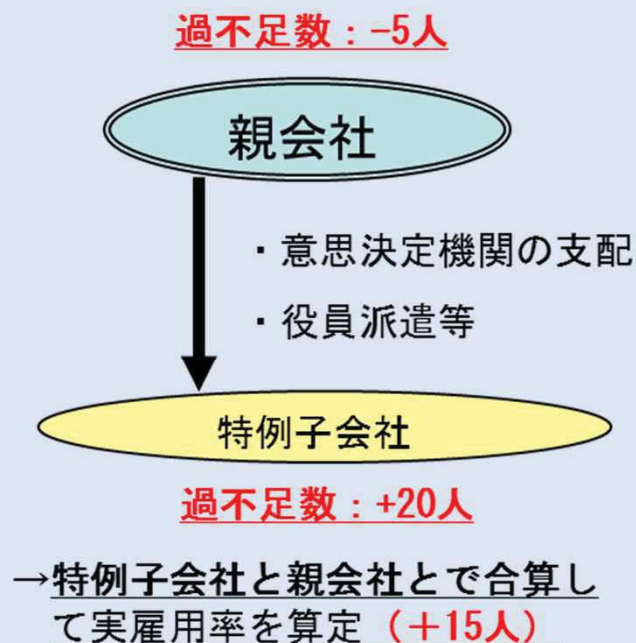
東京都提出資料

概要

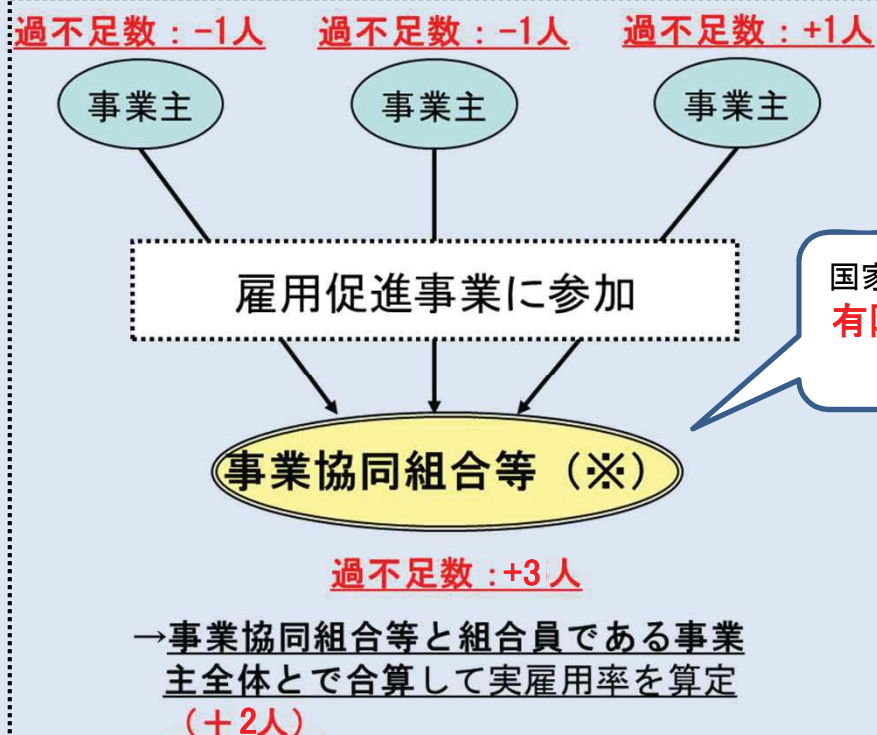
- 個々の事業主に対し、従業員の一定割合(=法定雇用率2.0%)以上の障害者の雇用を義務付けている。
- 現在、特例子会社(子会社と親会社とで合算)や事業協同組合等(組合と組合員である事業主全体で合算)を活用した障害者雇用率の算定に関する特例制度がある。
- **中小企業の障害者雇用の促進を図る観点**から、主に同業種の事業主が設立する事業協同組合方式に加えて、異業種の事業主の参画が期待でき、簡便に設立できる**有限責任事業組合(LLP)を新たに加える**。
(本特例を盛り込んだ国家戦略特区区域計画の認定は、内閣総理大臣が行う。)

現行の特例制度

〔特例子会社制度〕



〔事業協同組合等を活用した算定の特例〕



国家戦略特区での特例として、**有限責任事業組合(LLP)**を追加

※現行制度の対象
(事業協同組合その他の特別の法律に基づく組合)

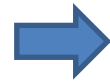
- ・事業協同組合
- ・水産加工業協同組合
- ・商工組合
- ・商店街振興組合

FinTech系や資産運用業の高度金融人材に対する高度人材ポイント制度の改善

第16回東京圏国家戦略特別区域における東京都の新規規制改革提案

○ 国家戦略特区内の高度金融人材への高度人材ポイントの特別加算

東京都が認定する事業者(※)について、
特別加算 (+10点、中小企業+20点)



高度人材となる70点のクリアーをやすく

(※)・都の金融系外国企業発掘・誘致事業で誘致した外国企業
(平成29年～32年度の4年間で40社誘致を目標)
・都のアクセラレータプログラム参加企業 等



内閣府・法務省 共同命令改正(平成31年3月15日)

○ 高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設

国家戦略特別区域法の規定に基づき、地方公共団体が創業等を支援する企業等に就労する外国人についても、10点の特別加算が実施される特例措置が創設

焼酎特区

- ◆ 青ヶ島村産の焼酎「あおちゅう」を蒸留する際、最初に生成される原酒（アルコール度数約60度）は、「初垂れ^(はなたれ)」として珍重。一方で、現行の酒税法上、原料用アルコールの製造免許に必要な年間数量規制（6キロ以上）により、販売が困難
- ◆ 規制緩和により、この原酒を島内だけで販売できるようにすれば、島でしか飲めない「幻の焼酎」というブランド化が可能になり、観光振興・地方創生に貢献【税制・法律改正】
- ◆ この他、檜原村（じゃがいも）、御蔵島村（へんご）についても、単式蒸留しょうちゅう（アルコール度数45度以下）の年間数量の規制緩和を要望【税制・法律改正】
- ◆ 平成29年6月23日に関連法令が改正され、平成29年12月26日、構造改革特区において青ヶ島村が認定
- ◆ 平成31年4月から販売開始

	① アルコール度数による酒類の定義	② 製造免許に必要な年間製造見込数量	③ 要望の主体 * かつこ内は原料	
原料用アルコール	45度超	6キロ以上 → 制限なし	青ヶ島村 (サツマイモ、麦) 認定  サツマイモ=かんも	
単式蒸留しょうちゅう	45度以下	10キロ以上 → 制限なし	檜原村 (じゃがいも) ※ 現在、村外で製造する焼酎の村内製造を目指す 	御蔵島村 (へんご (島天南星)) ※ 新たに村内での焼酎製造を目指す 

青ヶ島村



カルデラ内からの星空



青酎伝承



御蔵島



外国人医師特例の概要について

二国間協定に基づく外国医師の受入れについて

平成28年7月13日WG
厚労省提出資料

二国間協定の概要

相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、以下のような一定の条件を付した医師免許を与えている。

- ① 日本国政府が認めた医療提供施設において医業を行うこと
- ② 日本の公的医療保険を利用しないこと 等

二国間協定の現在の締結国

- (1) イギリス(昭和39年3月～)
診療可能施設は3カ所、医師7名の枠(現在は6名の受入れ)
- (2) アメリカ(昭和46年6月～)
診療可能施設は2カ所、受入れの枠なし(現在は5名の受入れ)
- (3) フランス(平成8年3月～)
診療可能施設は3カ所、医師1名の枠(現在は1名の受入れ)
- (4) シンガポール(平成14年1月～)
診療可能施設は埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪及びこの隣県
医師7名・歯科医師2名の枠(受入れ実績なし)

二国間協定の見直し

医師資格制度に係る二国間協定の対象国を拡大するとともに、国家戦略特別区域内に限定して、人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行う。